

= 生鮮食品の =

安売りデー

毎月第3週水・木・金・土

# としま

発行 東京都豊島区 豊島区東池袋 1-18-1 番 [981] 1111 千 170 編集 企画部広報課

『商工海の家』  
7月1日オープン  
区内の商店・工場・中小企業に  
働く従業員と家族の海の家です。  
○とき：7月1日～8月末日  
○ところ：神奈川県三浦海岸▽京  
浜急行・三浦海岸駅よりバス  
○定員：18名 ○料金：一泊二食  
付大人：千五百円・小人：千円  
○受付：6月15日から  
○問い合わせ：商工係（内線24  
5号）

## 特別区 保育問題審議会

# 保育問題

審議経過

掲載しました。  
そのなかで、区は現行保育料の  
改定について、23区共同で設けて  
いる特別区保育問題審議会に検討  
を依頼し、適切な答申を求めている  
ことをお伝えしました。  
現在のところ、この審議会は、  
なお引続き検討を重ねておりま  
すので、今回はその状況について  
簡単に紹介いたします。

## 関係機関の意見聴取など 討議結果の整理進む

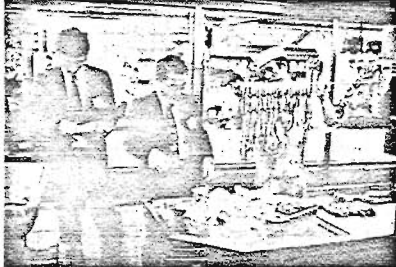
審議会は、1月22日以来現在ま  
で、7回開かれました。  
事務局からの資料説明、質疑応  
答、討論、関係団体（東京都保  
育問題協議会・東京都私立保育園連  
盟）からの意見聴取、両区と  
いった行政機関の意見聴取、これ  
らを含める討議などが、その主な  
内容です。  
その結果、おおよそ、下記のよ  
うに問題点が集約され、さらにこ  
れらについての討議結果の整理が、  
現在行われている状況です。

- ① 保育所の機能と理念  
（保育所の役割について）
- ② 利用者の負担  
（保育所費用の租税負担と利  
用者負担の割合）
- ③ 保護者の負担能力  
（保育行政をめぐる行政財政の  
現状と問題点、その解決へ  
の対応など）
- ④ 行政財政の現状  
（保育行政をめぐる行政財政の  
現状と問題点、その解決へ  
の対応など）

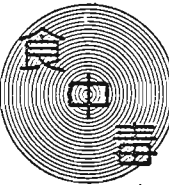
なお、審議の内容については、  
毎回の審議を終了後、当日の資料  
をそえて報道機関に伝えられてい  
ます。

## 梅雨期です

梅雨の季節を迎え、これからが  
本格的な食中毒到来のシーズンで  
— 活躍する食品検動監視班 —



この季節は、一年中で一番気  
温が高く、湿気も多いいわゆる高  
温多湿期で、細菌の繁殖による食  
中毒発生には絶好の機会といえま  
す。  
毎年区内には100件以上の食中毒  
が発生していますが、昨年は例年  
に比べて食中毒が多発し、100件とい  
なことを示しています。  
発生時期  
年間を通して発生しますが、5  
月頃から9月頃が最盛期で、昨年  
は八〇・〇％がこの期間で発生し  
ています。暖房設備が整った昨今  
では、冬季でも十分発生の危険が  
あります。



## 夏に食中毒 シーズン到来!

原因となった主な細菌  
① 腸炎ビブリオ44件(三三・  
六%) 魚介類が汚染源  
② ぶどう球菌 47件(二六・  
一%) 手指の切りきず、おで  
きかみの毛、鼻汁等が汚染源  
③ サルモネラ 11件(六・五%)  
④ わずみ、コキブリ、鶏肉  
類が汚染源

「光化学スモッグにそなえ」  
光化学スモッグによる健康被害  
は、5月から7月までが最も多い  
ものです。また、発生地区は比較  
的限られていて、南北に走る大通  
りにおきていて、南に走る大通り  
風のない晴天やうす曇りの日  
曇りときにおきます。湿度が高い  
ほうが被害が多いようです。  
豊島区では、あまりはっきりし  
ませんが、一般に、くもって遠く  
の木や看板がみえなくなり、  
透明な茶褐色の空気になって日射  
が弱くなったときにおきますの  
です。



## 夏の健康

夏の健康  
この時の症状は、急に足に脱力  
感がおきて倒れてしまいます。そ  
して、手足が手袋や靴下をはめた  
ような感じにじびれがおきます。  
この時の症状は、急に足に脱力  
感がおきて倒れてしまいます。そ  
して、手足が手袋や靴下をはめた  
ような感じにじびれがおきます。

折詰弁当、食料調理等  
食中毒防止の心得  
○ 魚や肉類は新鮮なものを速  
く、早目に調理する。  
○ 調理した食品は、できるだけ  
早く食べ、保存しない。  
○ やむをえず冷蔵庫に保存す  
る場合は、5℃以下の低温に  
保ち、冷蔵庫を過信しない。  
○ なまものはなるべく避け、  
煮たり焼いたりする。  
○ 細菌性の食中毒は、手指に  
よってバイキンをつける機会  
が多いので、手洗いはとくに  
入念に行う。  
○ 食器類、とくにまな板、ふ  
きん等は熱湯消毒を行い、ま  
な板は魚用・肉用・野菜用等  
とする。  
○ 調理場は、常に清潔に保ち  
ておく。  
○ 冷蔵・加熱：食品を保存す  
る場合は、5℃以下で保  
存するか、煮沸して細  
菌を殺す。  
以上のことがらば、十分に注  
意してください。

折詰弁当、食料調理等  
食中毒防止の心得  
○ 魚や肉類は新鮮なものを速  
く、早目に調理する。  
○ 調理した食品は、できるだけ  
早く食べ、保存しない。  
○ やむをえず冷蔵庫に保存す  
る場合は、5℃以下の低温に  
保ち、冷蔵庫を過信しない。  
○ なまものはなるべく避け、  
煮たり焼いたりする。  
○ 細菌性の食中毒は、手指に  
よってバイキンをつける機会  
が多いので、手洗いはとくに  
入念に行う。  
○ 食器類、とくにまな板、ふ  
きん等は熱湯消毒を行い、ま  
な板は魚用・肉用・野菜用等  
とする。  
○ 調理場は、常に清潔に保ち  
ておく。  
○ 冷蔵・加熱：食品を保存す  
る場合は、5℃以下で保  
存するか、煮沸して細  
菌を殺す。  
以上のことがらば、十分に注  
意してください。

# 「区有施設使用料」について

## 調査会「区長に答申

豊島区有施設使用料調査会(会長多田助役)は、5月17日「区有施設(公の施設)使用料について」答申を日比谷区長に行いました。使用料調査会は、区長の諮問に「応じ区有施設の使用料について、基本的に調査審議するため、昭和50年12月24日に設置されました。以後、十回にわたって、その適正化と住民負担の公平化の見地から、基本的に再検討が行われ、このたびの答申になったものです。答申の内容は、次のとおりです。

### 第1 使用料改定の考え方

公の施設の利用に伴う使用料は住民が特定の施設を利用することによって、受ける利益に応じて徴収され、報償的性格を有するものであり、一種の受益者負担とみる事ができる。従って、使用料の検討にあたっては、これらの性格から社会情勢の推移と現状をふまえて使用料の適正・妥当性を検討した。

#### ① 使用料算定の基本的考え方

公の施設の使用料は、それぞれその施設内容及びその公共性の程度に依り、税で負担すべき部分等を勘案しながら適正な額を定める。

#### ② 施設の設置目的の公共性の程度により使用料の軽重の差を設けるため、事務事業に要する経費を次のとおり分類する。

- ▽資本的経費：当該サービスを提供するために要する建設費及び備品等で効用の増大するもの。
- ▽消費的経費：当該サービスを維持するために要する経費のうち右記を除くもので、次の二種類に分けられる。

・固定経費：施設の維持管理に要する人件費及び管理経費等利用数にかかわらず要する経費



・可変的経費：利用者の増減により変動する経費で光熱水費、印刷費、消耗品費等

資本的経費及び固定経費の増減に依り変動する経費で光熱水費、印刷費、消耗品費等

人件費については、住民の福祉を増進する目的をもつ公の施設の性格等により使用料算定の基礎から除外した。ただし、直接利用者サービスを提供する部分(例・配膳サービス、会場設営等)に係る人件費相当分は可変的経費として算入した。

③ 施設の設置目的及び公共性の程度に軽重の差を加味し、区民施設・保養施設については、固定経費・可変的経費・社会教育施設・体育施設については、可変的経費をそれぞれ算定の基礎とした。

④ 使用料算定の基本的考え方により、各々の施設毎に昭和五十年年度経費を基礎とし、使用料の算定方法を検討した結果、次のように算定することが適当なものとした。

⑤ 秀山荘及び高麗清流園の使用料の算定については、前記の算定方法による施設間の均衡を欠くこととなるので、豊島荘との関連を配慮した。なお、保養施設の使用料については、施設使用料のみとし、賄費を除くこととした。

⑥ 総合体育場における照明設備使用料については、電気料金実費のみを算定の基礎としたものであるが、現行と比較し大幅に

上昇することになるので、他区との均衡を配慮し、暫定措置として指数を三分の二と低くおさえることとした。

⑦ 区民施設における土曜日・日曜日・祭日の使用料の割増については、現在、施設により異なるが、施設利用の効率性からみて二割五分に統一することが適当である。

⑧ 従来無料とされていた区民集会所及び厚生会館会議室については、区内有科同種施設との関連及び他区類似施設の表裏から有料とすべきであるが、地域社会に密着した集会所の施設であることから使用料算定方法によらず、特に低廉な額とし、他区類似施設の均衡をも勘案し午前三百円、午後五百円、夜間七百円の使用料とすることが適当なものと思われる。なお、公の施設等の目的外使用については、本調査会の諮問外事項であるが住民負担の公平化の立場から集会所の目的に使用させる場合はこれに準ずる取扱いとすることが好ましい。

第2 使用料の額について

① 使用料の算定方法に基づく各施設の指数及び使用料の額は、別表のとおりとした。社会教育施設・体育施設については、現行使用料に当該指数を乗じた額を使用料とすべきであるが、その額が現行に比較して大幅に上昇することになるので、他区類似施設の改定額も十分勘案しつつ暫定措置として指数をおおむね二分の一として低くおさえることとした。

② 南大家社会教育館ホールについては、区民センター文化ホールと施設内容が同一であるので、これとの整合性をはかるため、使用料算定方法によらず、区民センターの低い指数を採用した。

③ 秀山荘及び高麗清流園の使用料の算定については、前記の算定方法による施設間の均衡を欠くこととなるので、豊島荘との関連を配慮した。なお、保養施設の使用料については、施設使用料のみとし、賄費を除くこととした。

④ 総合体育場における照明設備使用料については、電気料金実費のみを算定の基礎としたものであるが、現行と比較し大幅に

上昇することになるので、他区との均衡を配慮し、暫定措置として指数を三分の二と低くおさえることとした。

⑦ 区民施設における土曜日・日曜日・祭日の使用料の割増については、現在、施設により異なるが、施設利用の効率性からみて二割五分に統一することが適当である。

⑧ 従来無料とされていた区民集会所及び厚生会館会議室については、区内有科同種施設との関連及び他区類似施設の表裏から有料とすべきであるが、地域社会に密着した集会所の施設であることから使用料算定方法によらず、特に低廉な額とし、他区類似施設の均衡をも勘案し午前三百円、午後五百円、夜間七百円の使用料とすることが適当なものと思われる。なお、公の施設等の目的外使用については、本調査会の諮問外事項であるが住民負担の公平化の立場から集会所の目的に使用させる場合はこれに準ずる取扱いとすることが好ましい。

第3 使用料改定の時期等

使用料の改定の時期は、住民に対するPR等を十分に配慮し、できるだけ早期に実施に移すことが望ましい。なお、今後社会経済情勢の推移いかんによっては、これに即応させるため使用料の適否について、再検討する必要があることを付言する。

第4 その他

無料施設の使用料については、無料であることの弊害を是正する意味から応分の負担を利用者がなすべきであるとの意見と、有料化は、時期尚早であるとの意見があったことを申し添える。また、審議の過程で公聴会の開催等の意見があったが、本調査会の構成からみて不要であるとの意見が多数を占めた。

おわりに

本調査会は、審議の過程において、区民感度を背景として社会経済の動向、さらには区の財政事情等に、使用料の本質などを追求しあらゆる角度から慎重な審議を重ねた結果、前述の結論に到達したものである。

この答申にあたり、行政圏においても施設の増設等による住民サービスの向上を図りつつ、各施設の効率的利用や運営方法の改善など経済的方法について厳しい問い直しを行い、住民の信頼に十分応えらるるよう一層の努力を要望するものである。

- 豊島区有施設使用料調査会  
「委員一覧」(敬称略)
- ◆ 会長 井上 松蔵
  - ◆ 幹事 猪瀬 邦次
  - ◆ 副幹事 遠藤 初治郎
  - ◆ 委員 金谷 勇
  - ◆ 委員 小山 勝太
  - ◆ 委員 小林 宗雄
  - ◆ 委員 島田 美恵子
  - ◆ 委員 羽仁 喜美子
  - ◆ 委員 藤ヶ谷 政明
  - ◆ 委員 星野 スキ
  - ◆ 委員 堀内 隆司
  - ◆ 委員 野崎 智恵子
  - ◆ 委員 加藤 一敏

施設名	現在	改定	暫定	現在	改定	暫定	現在	改定	暫定	
区民センター	第一会議室	500	700	1,000	2,000	1,000	1,400	2,000	4,100	
	第五会議室	1,000	1,300	1,500	3,500	2,000	2,700	3,300	7,200	
	和室	1,800	2,500	3,500	7,000	3,700	5,100	7,200	14,400	
	展示場	4,000	6,000	7,500	15,000	8,200	12,300	15,400	30,800	
文化ホール	5,000	8,000	10,000	20,000	10,300	16,400	20,500	41,000		
公会堂	5,000	8,500	11,000	20,000	8,300	14,000	18,300	33,000		
区民センター	日本間(大)	1,200	1,800	2,400	5,000	1,800	2,700	3,600	7,600	
	日本間(小)	400	600	850	1,600	600	900	1,300	2,400	
	結婚式場(1回)	700			1,100					
	会議室(大)	1,100	1,800	2,400	4,700	1,700	2,700	3,600	7,100	
会議室(中)	450	750	1,000	2,000	700	1,100	1,500	3,000		
会議室(小)	120	180	240	480	200	300	400	700		
豊島荘(宿泊)	大人500 小人300(送費除く)			大人1,300 小人800(送費除く)						
秀山荘	(宿泊)大人250 小人150(・)			大人600 小人400(・)						
高麗清流園	(休憩)大人70 小人40			大人200 小人100						
青少年センター	(宿泊)団体200 一般300			団体800 一般1,300			【暫定料金:団体400 一般600】			

施設名	現在	改定	暫定	
区民センター	個人	1,340	200	100
	2時間	小中生20	100	50
	15分	午前	5,400	2,700
	午後	1,450	3,500	
豊島プール	個人	1,450	7,100	3,500
	2時間	小中生30	1,450	3,500
	全面	2時間	4,000	19,500
	全面	2時間	19,500	9,700
豊島プール	個人	1,000	500	200
	2時間	小中生30	200	100
	全面	2時間	5,000	14,000
	全面	2時間	5,000	14,000
総合体育場	対球場・1面2時間	350	2,200	1,100
	個人	100	200	100
	2時間	小中生20	100	50
	1面1時間	100	600	300
区民センター	個人	100	200	100
	2時間	小中生20	100	50
	1面1時間	100	600	300
	2時間	小中生20	100	50
区民センター	対球場・一式2時間	1,800	4,600	3,000
	対球場・	150	400	300

【別表】 上面の図表上、答申内容の中から利用定等を勘案して掲載しました。指数は省時。単位は円です。

# お忘れなく

## 6月30日が締め切りです



児童手当、児童育成手当を受けられている方は現況届を、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている方は所得状況届を、毎年6月30日までに提出していただくことになっております。

すでに郵送でお手元に届いていると思いますが、この届を提出されませんと、手当の支払いが差し止められますので、必ず提出してください。

昭和51年度の所得限度額は、下の表のとおりです。

くわしいことは、児童課児童給付係(内線2715)へどうぞ

扶養家族等の数	児童手当・児童育成手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当
	受給者本人	受給者本人	配偶者・扶養義務者
0人	2,046,000円	1,742,000円	5,813,000円
1人	2,306,000	2,002,000	6,062,000
2人	2,566,000	2,262,000	6,275,000
3人	2,826,000	2,522,000	6,488,000
4人	3,086,000	2,782,000	6,701,000
5人	3,346,000	3,042,000	6,914,000
6人	3,606,000	3,302,000	7,127,000

備考

- 1人増ごとに260,000円加算
- 老人扶養親族1人につき60,000円加算
- 各限度額には社会保険料等相当額80,000円を含む
- 障害者・老年者・寡婦・勤労学生控除200,000円  
特別障害者控除280,000円

### お見舞品

夏たきりのお年寄りの病苦を慰め、生活意欲を高めていただくため、次に該当する区内にお住まいの65歳以上の方にお見舞品(ソーツ)をお贈りします。

▽対象：日常生活に支障のある寝たきりの状態が3か月以上で全く寝たきりの方のほか、一日3時間未満しか離床できない方で、自宅療養または入院している方

▽申請：6月19日まで、口頭か電話でもよりの民生委員または老人福祉課(内線2663)

### 老人医療費受給者証と医療証の書き替え

老人医療費受給者証、医療証は、毎年7月1日に新しく変わります。この切り替えは当係で調査のうえ、該当する方に新しい受給者証(医療証)を、月の25日ごろ郵送します。切り替えのための手続きは必要ありません。

◇現在お持ちの受給者証(医療証)で医療を受けている方は、新しい受給者証(医療証)を必ず医療機関の窓口へ提出してください。そのままにしていると、医療費の助成が受けられなくなりますので、ご注意ください。

◇有効期間の切れた受給者証(医療証)は、同封する返信用封筒でお返しください。

◇加入している医療保険の種類や内容に変更があったときは、必ず当係へお届けください。

◇各種社会保険の被保険者本人になったとき、生活保護を受けるようになったときは、受給者証(医療証)は使えませんから、当係へお届けください。

### 愛育手当



#### 申請はお済みですか

区では、保育園や幼稚園などの施設に入所していない、昭和45年4月2日から昭和47年4月1日までの間に生まれた4・5歳児のお子さんを対象に、愛育手当制度を実施しています。

該当されるお子さんを扶養している方には手当をさしあげますので、まだ申請されていない方は、至急手続きをしてください。

手当の額は、幼児一人につき、月額2千円です。

くわしいことは、児童課児童給付係(内線2715)へどうぞ。

### 特別給付金

◇今年度の老人医療費の助成に該当する所得の限度額は、本人が単身の場合で、前年中の所得金額が15万円以下です。

◇くわしいことは老人福祉課医療助成係(内線2663)へどうぞ

継続請求は  
お済みですか

戦没者の妻または父母の方に、特別給付金が継続支給されます。まだ手続きをしていない方は、至急すませてください。

支給対象者  
戦没者の妻：昭和38年4月1日および昭和38年10月1日以前回の特別給付金20万円(イ号)を受け取る権利を取得した方で、昭和48年4月1日現在公務扶助料、遺族年金、遺族給与金のいずれかを受けていた方。支給額は60万円(イ号)国債)

### 国民年金相談所

国民年金についての相談、諸届けのほか、保険料も納められますので、都合のよい日時の会場をご利用ください。

相談日と会場

- 6月14日(月)：第10出張所
- 18日(金)：東鴨居生会館
- 21日(月)：第12出張所
- 24日(木)：区立青年館
- 25日(金)：区立青年館
- 28日(日)：第4出張所
- 29日(火)：第4出張所
- 7月1日(木)：自白厚生会館
- 2日(金)：自白厚生会館
- 6日(火)：長崎厚生会館
- 8日(木)：第7出張所
- 9日(金)：第7出張所
- 12日(月)：第3出張所
- 13日(火)：第8出張所
- 15日(木)：第9出張所
- 16日(金)：第9出張所
- 19日(月)：第11出張所
- 20日(火)：第11出張所
- 22日(木)：国民年金課
- 23日(金)：国民年金課

### 東京都身体障害者体育大会が始まる

スポーツを通じて身体障害者の体力の増強と、能力の向上を図るとともに、明朗性、たくましさ、協調精神を養うことを目的として東京都が例年実施しているこの大会が本日から始まります。

□総合大会  
6月10日午前8時半～午後4時半  
駒沢オリンピック公園総合運動場

□開会式：体育館  
陸上競技：陸上競技場  
卓球競技：室内球技場  
百人球技：陸上競技場会議室  
洋弓競技：弓道場  
レクリエーション競技：体育館  
盲人野球大会  
6月20日午前9時～午後4時半  
上井草総合運動場

□水泳大会  
6月26日午前10時～午後2時  
国立競技場室内水泳場  
□車椅子バスケットボール大会  
6月27日午前9時～午後4時半  
港区スポーツセンター  
◎お問い合わせは福祉事務所へ  
東福祉事務所(94) 2511  
西福祉事務所(97) 5531

### 公共施設の利用範囲が拡大されました

6月1日から区の公共施設(別表の14施設)が次のように利用できるようになりました。

区民の皆さんの集會、交流の場として、大いにご利用下さい。

▽利用の手続きは次のとおりです

◇利用申請の受付は、利用しようとする日の前月の初日から開始しますが、遅くとも3日前までに申請してください。

◇利用する施設に直接申請してください。

◇受付時間は、午前9時から午後5時までです。

◎各種の会合やサークルのつどいなどの会場として、次の施設の一部が利用できるようになりました。

施設名	電話	利用できる部屋
・老人福祉センター	984-5896	和室2室 (20畳・42畳)
・南大塚ことぶきの家	946-7355	和室1室 (60畳)
・池袋ことぶきの家	982-9658	和室1室 (38畳)
・高松ことぶきの家	973-7440	和室1室 (36畳)
・勤労青少年センター	915-2334	洋室4室 (132~45㎡)

夜間は、上記の部屋を、一般の方が会合に利用できます。  
午後6時～10時(10月～3月は午後9時30分まで)

勤労青少年の方が利用しないときは、いつでも一般の方が利用できます。  
午前9時～午後10時(10月～3月は午後9時30分まで)

◎次の施設は夜間の利用時間が長くなりました。

施設名	電話	利用時間
果鴨厚生会館	910-9966	4月～3月 10月～3月 午前9時～午後9時30分
池袋東厚生会館	981-8558	午前9時～午後10時
目白厚生会館	937-5600	午前9時～午後9時30分
長崎厚生会館	957-5252	午前9時～午後9時30分
池袋区民集會室	982-9659	午前9時～午後9時30分
要町区民集會室	974-9226	午前9時～午後9時30分
南大塚社会教育会館	946-4301	午前9時～午後9時30分
千早社会教育会館	974-1335	午前9時～午後9時30分
青年館	986-6740	午前9時～午後9時30分

### 地方税法が一部改正されました

昭和51年度の特別区民税・都民税(普通徴収分)の納税通知書を6月8日に郵送いたしました。

本年4月1日に地方税法の一部が改正されましたが、納税通知書の税額は、すべて改正された税法等をもとめて計算されていますが、改正点の主なものは、以下のとおりです。

○ 障害者・未成年者、老年者または寡婦の非課税の範囲が70万円(旧60万円)に引き上げられました。

○ 少額所得者(15万円×(1+控除対象配偶者+扶養人数)以下の所得者)については、

### し 催



#### ◆特別教養講座

テーマ：現代子ども論  
講師：奈良教育大学助教授 深谷昌志先生  
日時：6月18日 午後6時半～8時半  
会場：区民センター4階 第3・4・5会議室  
対象・定員：区内在住者100名  
申込料：無料  
申込・受付：6月10日から、社会教育課(内線3465)で受け付けます。なお、電話受付も可。

#### ◆第3回 消費者講座

内容：電機製品の上手な使い方と簡単な故障の発見・修理

なお、当日不参加の場合も費をお返ししません。

#### ◆ラジオ体操講習会

日時・場所：  
第一回：6月23・24・25日 午後7時から8時半まで、区立池袋第2小学校体育館  
第二回：6月28・29・30日 午後7時から8時半まで、区立大塚小学校体育館  
講師：都ラジオ体操会連盟理事 木戸田 博先生ほか  
費用：無料  
受講者には、区教委の修了証を差上げます。

#### ◆巡回スポーツ

とき：6月19日 午後2時～5時  
ところ：要町小学校体育館  
内容：健康体操・ポロボール・フォークダンス  
服装：スラックス・運動靴持参  
問合せ：体育係(内線3485)

#### ◆6月の走ろう会

日時：6月13日 午前9時～10時半  
場所：長崎中学校校庭(東長崎駅下車10分)  
参加費：無料  
指導：豊島区陸上競技協会  
問合せ：池袋こどもセンター 92-9658

#### ◆親子ヤマベ釣り会

とき：6月20日(日) 雨天決行  
ところ：栃木県五井川  
募集人員：百名  
参加資格：区内在住小中学生とその家族(中学生のグループ可)  
参加費：千六百円(バス代)  
集合場所：池袋三越裏口前 午前5時40分  
申込受付：6月11日 午後3時から  
定員になり次第締切り  
申込場所：申込書に参加費をそえて体育係まで  
持ちもの：竿、びく、しかけ、エサ、水筒、弁当、雨具、ビニール袋、その他  
問合せ：体育係(内線3485)  
豊島区釣友連合会長 古川久造氏 99-0989

#### ◆土曜映画会

6月26日、区民センター5階映画室で、1時半から開催します。  
上映映画：フランス映画「白い馬」(フランス南部ロース河口での白い馬と少年の物語)  
「赤い風船」(パリでの赤い風船と少年の不思議な愛情の交錯を描いた作品)二作品ともアルベール・モリス監督 入場無料  
問合せ：視聴覚係(内線3521)

#### ◆民謡講習会

豊島区民謡連盟では、民謡の普及と、責任者(5名以上のグループをお持ちの方)のリーダー養成

を兼ねて講習会を行います。お返しいたしません。

#### ◆教科書展示会

教科書展示会 7月1日～12日  
特別展示会 6月19日～30日  
時間は、いずれも午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日は正午まで、日曜日は休みです。  
場所：豊島区教育総合研究室 東池袋2-38-10 91-7440  
※特別展示会は、小学校の採択のための展示期間です。

#### ▽豊島プール

7月10日オープン  
今年も夏は豊島プールで体を鍛えましょう。  
期間：7月10日～9月19日  
場所：南長崎6-1-20  
利用方法：1日四回2時間入浴制  
第一回 午前9時半～11時  
第二回 正午～午後2時  
第三回 午後2時半～4時半  
第四回 午後5時～7時  
ただし、7月10・12・17・19・24日、9月1日～4日・6～10の22日間は正午より、また7月11・18日、9月5日は平常通り。  
幼児プールは7月15日より、午前10時～午後4時まで、ただし正午～1時は休館  
料金：一般50円・小学生20円  
ロッカー一回10円  
幼児プールは無料  
問合せ：開設前は豊島体育館 91-1701 開設後は豊島プール 92-2226まで  
注意：小学生以下の入場、または幼児プールでは、一人につき大人一人が付き添ってくださいます。中学生は生徒証を持参してください。

#### ▽民謡教室△

とき：7月7日から8月11日までの毎週水曜日の6回  
時間は10時半～12時  
ところ：池袋こどもセンターの家  
講師：小野寺春樹先生  
内容：初心者対象の民謡を勉強します。  
定員：60歳以上の方50名  
申込・受付：6月14日から先着順  
問合せ：池袋こどもセンター 92-9658

#### 60歳以上の方へ

建設基準法上の道路は4m以上と10m未満の幅員を有する道路を指し、現実に建築物が建ちながら、4m未満の幅員を有する道路が、道路の中心線からそれぞれ2mずつ後退した線を建築基準法上の道路境界とみなす。

#### 建築法規の解説(シリーズ)

道路と敷地について  
建設基準法上の道路は4m以上と10m未満の幅員を有する道路を指し、現実に建築物が建ちながら、4m未満の幅員を有する道路が、道路の中心線からそれぞれ2mずつ後退した線を建築基準法上の道路境界とみなす。

#### 豊島郵便局から

郵政省では、「簡易保険作文コンクール」を実施しております。  
期間：7月5日～8月31日 午前8時45分～午後5時  
場所：区役所12出張所とその管内  
内容：住民票台帳に記載のある者というように緩和しています。建築物や樹木をつくる際にはこの点に注意してください。  
なお道がその中心線から2m未満で、がけ地や川などに沿う場合は、がけ地や川の反対方向に一方的に4m後退した線を建築基準法上の道路境界線とみなされるのです。

#### 千早図書館の休館

千早図書館は特別整理のため、6月20日～7月4日まで休館。  
池袋・要町図書館センターも6月14日～16日まで休館。



で、次の要領により多数応募してください。

募集期間：6月30日まで  
応募資格：小学生(5・6年)  
作品題：(ア)簡易保険に関するもの(イ)自由題  
応募先：近隣の郵便局保険窓口  
その他詳細は郵便局で。  
豊島郵便局 91-5181

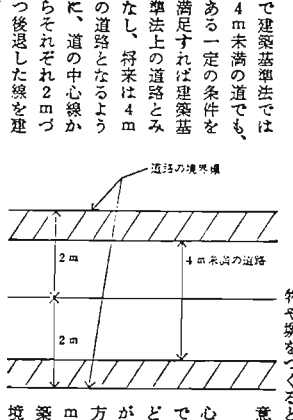
#### 職業訓練校から

建設計画・製図(二級建築士試験受験準備講習)  
定員：30名  
期間：7月2日～9月16日 週3  
14回 午後6～9時  
受講料：五千円  
申込み：6月21・22日午前9時～7時  
受付・場所・問合せ：赤羽高等職業訓練校 北区西が丘3-1-7 8-909-8334  
②日商簿記検定(一級)  
定員：30名  
期間：6月28日～11月5日 計50日間(平日夜間)  
申込み：6月21・22日  
受付・場所・問合せ：六塚高等職業訓練校 豊島区北大塚1-15-10 91-4454

#### 特別区職員募集

大学卒程度  
豊島区など特別区(江戸川を除く)では大学卒程度の職員を募集します。  
▲職種と受験資格▽事務▽土木▽建築▽学歴を問わず、昭和24年4月2日から30年4月1日までの出生者。  
▽化学▽造園▽福祉指導(有資格者)▽食品衛生監視(有資格者)▽環境衛生監視(有資格者)▽衛生検査(有資格者)▽学歴を問わず、22年4月2日から30年4月1日までの出生者。または49年3月以降大学を卒業した方。卒業見込みの方。◆保健師(有資格者)▽学歴を問わず、7年4月2日から30年4月1日までの出生者。  
▲受付▽郵送▽6月15日(消印有効)持参▽6月16～19日  
▲試験日▽7月25日  
▲申込問合せ▽特別区人事課 生事務組合(〒102 千代田区九段北1-1 東京区政会館内 251-0671)なお申込用紙は区職員課・出張所にもあります。

等、居住関係の賃額調査と氏名のフリガナ調査等。  
賞金：日額 内勤二千八百円 日額 外勤二千九百円  
資格：高校生、大学生(男女問わず)、ただし、女性の場合は2人1組とする)  
募集締切り：6月20日  
申込み：履歴書、印鑑を持参ください。  
問合せ：住民記録係内線2441



道路の境界線  
4m未満の道路  
2m  
2m  
建築基準法上の道路境界線とみなす。